

KIDS SWIM esforta prime 会則

1. 総則

第1条 (名称)

このクラブの名称は、「KIDS SWIM esforta prime」（以下「本クラブ」といいます。）とします。

第2条 (運営)

本クラブの運営及びその施設管理は、「住友不動産エスフォルタ株式会社」（以下「会社」といいます。）が行います。

第3条 (目的)

本クラブは、会員が本クラブの施設を利用して心身の健康の維持・増進に努めることを手助けするとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とし、品位ある健康的なクラブを目指します。

2. 会員

第4条 (会員種類、利用範囲、利用時間等)

- 本クラブは会員制とし、会員は入会する際に定められた会員種類で契約し、本クラブに所属するものとします。
- 本クラブの会員種類は、会社がこれを定めるものとします。
- 本クラブの各種コースの指導内容は会社がこれを定めるものとします。
- 会員による本クラブの施設の利用時間、利用料、その他必要事項は会社が別にこれを定めるものとします。
- 会員の契約期間は第8条第1項に定める会費支払期間とし、第17条に定める会員資格を喪失した場合を除き、契約期間満了の翌日から同一条件にて自動的に更新されるものとします。

第5条 (会員資格条件)

- 会員は、会員及び親権者が本クラブの目的に賛同し、本会則・会社が別途定めた細則及びその他の運営規則（以下「本会則等」といいます。）を遵守することに同意した方で、次の各号のすべてに該当し、かつ会社が審査の上承認した方とします。親権者は本会則等に基づく会員の責任を会員と連帯して負うものとします。
 - 医者から運動を禁止されていない方。
 - 他人に感染するおそれのある疾患（感染症、感染性皮肤病等）に罹患していない方。
 - 入会の際、氏名、生年月日、住所等が記載された本人確認書類を提示できる日本国籍を有する方。又は在留カード、特別永住者証明書を提示できる外国籍を有する方。
 - 暴力団等の反社会的団体に関与してない方。
 - 薬物依存等による障害を有していない方。
 - 過去に本クラブ及び他社クラブを除名となっていない方。
 - 過去に本クラブ及び他社クラブに会員として在籍して、会費等を滞納していない方。
 - 次のいずれかに該当し、本クラブが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。
 - ・刺青（ファッションタトゥー）をしている方。
 - ・身体的障害、傷病により施設を一人で利用できない方。
 - ・上記の他に会社が条件付きでの入会を求める方。

- ⑨本クラブの秩序を乱す行為や他の会員への迷惑行為を行わない方
 - ⑩別途各コースに定められた対象年齢の方
 - ⑪その他会社が会員として不相当と認める事由のない方。
- (2) 会社はその自由な裁量により入会申込みを承認又は承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。

第6条 (入会手続)

本クラブに入会を希望する方は、所定の手続きを行い、第5条による会社の承認を得た上で入会金及び前納会費その他別に定める費用等を会社に納入して会員となるものとします。

第7条 (入会金)

- (1) 入会金は、会社が会員種類ごとに別途定める金額とします。
- (2) 入会金は、会社が別に定める方法で納入していただきます。なお、納入済の入会金はいかなる場合においても返還いたしません。

第8条 (会費)

- (1) 会員種類別の会費の金額、会費支払期間、納入期日、納入方法は会社が別に定めるものとします。
- (2) 会員は、利用の有無にかかわらず、前項の会費を支払わなければなりません（滞納分については未払料金と判断し、請求させていただきます。）。

第9条 (利用料)

会員種類によっては、前条の会費とは別途、振替利用料その他パーソナルレッスン等の有料サービスの代金の支払いが必要な場合があります。入会のご案内を十分ご理解の上でお申し込みください。

第10条 (手数料)

入会、休会及び会員種類の変更等会社が別途定める事務手続きについては、事務手数料が発生します。

第11条 (会員種類の変更)

- (1) 会員が会員種類の変更を希望する場合は、変更希望月の前月10日までに本クラブに対し会社指定の様式の届出書で申し出るものとします。
- (2) 変更後の会員種類にかかる入会金が納入済の入会金を上回る場合は、その差額をお支払いいただきます。なお、下回る場合であっても会社は差額の返還はいたしません。
- (3) 会員種類の変更に関して、別に定める費用をお支払いいただきます。

第12条 (変更の届出)

会員は、住所、連絡先等入会申込書等の記載事項に変更があった場合、速やかに本クラブに届け出るものとします。

第13条 (休会・復会)

- (1) 会員が休会を希望する場合は、休会希望月の前月10日までに、本クラブに対し、会社指定の届出方法にて申し出るものとします。この場合、会員は会費等について未納分がある場合にはこれを完納し、本クラブが別に定める費用を休会費として支払うことにより休会できるものとします。
- (2) 休会は1ヵ月以上2ヵ月以内とし、予め休会期間を設定します。休会期間の設定は月単位とし、月途中での休会は受け付けられません。

- (3) 休会期間中であっても、会員の本クラブに対する申し出により随時復会することができます。この場合、復会日より所定の月会費をいただきます。
- (4) 予め1ヵ月と定めた休会期間を2ヵ月間に延長する際は、休会終了月末日までに再度休会手続きをするものとします。
- (5) 前項の届出がない場合には、休会期間満了の翌日から復会したものとします（電話その他の方法による休会期間延長の申し出は、受け付けられません）。

第14条 (会員外利用者)

会社は、特に必要と認めた場合に限り、会員以外の方に本クラブを利用させることができます（以下「会員外利用者」といいます。）。この場合、別途定めた施設利用料金をお支払いいただきます。会員外利用者についても会員と同様に本会則等が適用されます。

第15条 (退会)

- (1) 会員が契約期間満了による退会又は契約期間途中の退会を希望する場合は、退会を希望する月の10日まで（休業日の場合は前営業日）に、本クラブに対し会社指定の様式の届出書にて申し出るものとし、会費などの未納分がある場合にはこれを完納するものとします（電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。）。但し、転勤・転居・怪我・病気等、会社が止むを得ない事情があると認めた場合に限り、申し出期間経過後であっても別途定める手数料を支払うことで退会手続きを申し受けます。
- (2) 会員は、退会月までの会費を支払うものとし、翌月以降の会費は免除されるものとします。

第16条 (会員資格の停止又は除名)

会社は、会員（親権者及び付添者を含みます。）が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本クラブの会員資格を停止し又は除名する（以下「処分」といいます。）ことができます。

- ①会費その他の諸支払を滞納したとき。
- ②本クラブの名誉・信用を傷つけ又は他の会員に迷惑になる行為があったとき。
- ③本クラブの本会則等及びその他の諸規則に反したとき。
- ④故意又は重過失により本クラブの施設・設備等を破損したとき。
- ⑤入会にあたり提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- ⑥会員が第5条第1項各号のいずれかの条件を満たさなくなったとき。
- ⑦会員としての品位を損なうと認められる非行又は言動があったとき。
- ⑧本クラブの運営に支障を与えるような行為をしたとき。
- ⑨その他処分を適当とする事情があり、会社が処分を決定したとき。

第17条 (会員資格の喪失)

会員は、次の各号のいずれかに該当したときには会員資格を失います。この場合、会社は各種未使用チケットの返金には応じないものとします。

- ①退会
- ②会社による契約解除又は除名
- ③死亡
- ④本クラブ又は施設全部の運営の廃止

⑤本クラブで定められた対象年齢を超過した場合

第 18 条（会員資格の譲渡）

(1) 会員は、退会前に所定の手続を行い、譲渡を受ける方が会社の指定する期日迄に会社の定める手続を行った場合のみ会員資格を譲渡できます。

(2) 会員資格の譲渡に関して、別に定める費用をお支払いいただきます。

第 19 条（会員証）

(1) 本クラブは、会員に対し会員証を発行します。会員は本クラブの施設を利用する場合、会員証を係員に提示しなければなりません。

(2) 会員証は、記名された本人以外は使用することができず、また譲渡・貸与することもできません。

(3) 会員は会員資格を喪失した時は、速やかに会員証を本クラブに返還しなければなりません。

(4) 会員は、会員証を紛失又は破損した場合は速やかに所定の手続きに従い、本クラブに再発行の申請をするものとします。なお、再発行に関して、別に定める費用をお支払いいただきます。

3. 施設利用

第 20 条（施設の利用）

(1) 会員は、会社が第 4 条第 4 項により定めるところに従って、本クラブの諸施設を利用することができます。

(2) 本クラブ内では、本会則等その他の規則、規約を遵守し、スタッフの指示に従っていただきます。

(3) 会員は、本クラブの利用に際し、各自の責任において健康管理を行うものとします。

(4) 本クラブにおいて、スタッフが安全管理・指導に必要な限度で、会員の身体に触れる場合があることを予めご了承ください。

第 21 条（入場禁止・退場）

会社は会員（親権者及び付添者を含みます。）が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、その会員の本クラブへの入場禁止及び退場を命じることができます。

①第 5 条第 1 項各号のいずれかの条件を満たさなくなったとき。

②第 16 条により会員資格が停止されたとき。

③第 22 条各号のいずれかの行為を行ったとき又は行う恐れがあるとき。

④健康状態を害しており運動することが好ましくないとき。

⑤酒気を帯びているとき。

⑥スタッフの指示に従わないとき。

⑦その他本クラブの利用が不相当であるとき。

第 22 条（禁止事項）

会員（親権者及び付添者を含みます。）は次の各号に掲げる各行為を行ってはなりません。

①本クラブの許可なく館内で撮影を行うこと。

②本クラブの施設内において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為、勧誘行為、金銭の貸借、政治活動、署名活動を行うこと。

③他の会員やスタッフを誹謗中傷すること。

④他の会員やスタッフに対する暴力行為、迷惑行為や威嚇行為。

⑤他の会員やスタッフに恐怖を感じさせる行為。

⑥他の会員やスタッフに対する待ち伏せ、尾行等不快感を与える行為。

⑦スタッフの業務を妨げる行為。

⑧他の会員の利用を妨げる行為。

⑨痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等公序良俗に反する行為。

⑩クラブの施設、器具、備品の損壊（落書き等を含むがこれに限らない。）、持ち出しをすること。

⑪動物等生き物を館内に持ち込むこと。

⑫館内での喫煙。

⑬酒気を帯びての利用。

⑭その他本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為。

第 23 条（営業時間）

本クラブの営業時間は、会社がこれを定めるものとします。

第 24 条（休業日）

(1) 本クラブの休業日は次の通りとします。

①本クラブの指定する定期休業日

②本クラブの指定する年末年始休業日

③本クラブの指定する夏季休業日

④本クラブが入居するビル所有者が指定する全館休館日

⑤本クラブの指定する臨時休業日

(2) 前項に定める休業日の他、天災地変、気象現象、施設の改造・補修・点検、行政指導その他やむを得ない事由により通常の営業が不可能又は困難になったと会社が判断した場合は、休業とさせていただきます。なお、休業が毎月 1 日より末日の 1 ヶ月の間に合算して 15 営業日以上にわたる場合を除き、会費その他費用はこれを返還いたしません。

第 25 条(施設の閉鎖、利用制限)

(1) 天災地変、気象現象、施設の改造・補修・点検、行政指導その他やむを得ない事由により通常の営業が不可能又は困難になったと会社が判断した場合は、会社は全部又は一部を閉鎖し、又はその利用範囲若しくは利用時間を制限することができます。

(2) 経営上の事情により営業の継続が困難と判断した場合には、会社は本クラブ若しくは施設の全部又は一部の運営を廃止することがあります。

(3) 前項の変更を希望しない会員に対しては、施設の一部閉鎖又は運営の廃止日をもって退会したものとします。

第 26 条（損害賠償）

(1) 会員が本クラブの諸施設利用中、本クラブの責に帰すべき事由以外の事由（会員の持病、器質的障害等を含みます。）により受けた人的、身体的又は物的損害に対して、本クラブは一切損害賠償の責を負いません。

(2) 会員は本クラブの諸施設利用中、会員自身の責に帰すべき事由により本クラブ又は第三者（他の会員を含みます。）に損害を与えた場合は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。なお、本クラブに対する一切の金銭債務の不履行について、会員は、完済の日まで年 14.6% の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 27 条（盗難）

会員が本クラブの利用に際して生じた盗難については、会社は損害賠償・補償等の責を負いません。また、本クラブに設置されているロッカー等についても会員自身の責任と負担により、これを使用するものとし、会社は、収納物の盗難・毀物その他について損害賠償・補償等の責を負いません。但し、会社の故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

第 28 条（紛失物・忘れ物・放置物）

(1) 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、会社は損害賠償・補償等の責を負いません。なお、会社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

(2) 会社は、本クラブに届けられた忘れ物及び放置物については、当該忘れ物又は放置物について記載した書面を本クラブ内に閲覧に供してから原則として 1 ヶ月間保管した後、処分します。

4. その他

第 29 条（契約解除）

(1) 会社は、原則として 1 ヶ月前までに書面にて会員に契約解除を通知の上、会員との契約を解除することができるものとします。

(2) 会社は、前項により会員との契約を解除したときは（第 16 条・第 25 条の事由により解除した場合を除く）、次の通り解約金を支払うものとします。

①会員資格を取得した日から 2 年未満…納入済入会金の 100%相当額

②会員資格を取得した日から 2 年以上…納入済入会金の 50%相当額

(3) 会社は、第 1 項に基づいて契約を解除したときは（第 16 条・第 25 条の事由により解除した場合を除く）、納入済の会費のうち、契約残期間に対応した会費を返還するものとします。

第 30 条（会費その他の変更）

会社は、本クラブの運営上必要と判断した場合又は経済情勢等の変動に応じて、第 4 条第 2 項乃至第 4 項により定めた事項及び会費、入会金、利用料、諸手続費用その他の費用を変更（新設・廃止を含みます。）することができるものとします。この場合には、会社は変更の内容を変更の効力が生ずる日の 1 ヶ月前までに会員に告知します。

第 31 条（告知の方法）

前条に定める告知は、館内掲示、ホームページへの掲示又はその双方の方法によりこれを行います。

第 32 条（個人情報取り扱い）

会員の個人情報は、会社のプライバシーポリシーページに記載の目的で利用させていただきます。

第 33 条（細則）

本会則に定めのない事項及び本クラブ運営上必要な事項は、会社がこれを定めます。

第 34 条（改正）

本会則等の改正・変更は、会社が定め、その効力は全ての会員に適用されるものとします。

第 35 条（合意管轄）

- (1) 本会則等に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (2) 前項の定めは、会員の資格を失った後も効力を有するものとする。

第 36 条（効力発生日）

本会則は 2024 年 8 月 1 日より適用します。